

# 招待講演

## 講演者のプロフィール

土屋 俊 (つちや しゅん)

### 【略歴】

1980年東京大学大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学後、日本学術振興会奨励研究員を経て、1982年千葉大学助教授（文学部）、1994年同教授、2011年独立行政法人大学評価・学位授与機構（現在は、大学改革支援・学位授与機構）教授。

大学では、哲学、倫理学、認知科学、文書処理等について教育、研究指導、研究を行った。現職では、高等教育質保証の研究および業務支援に従事。

### 【主要業績】

土屋俊、加藤浩 『記号論理学』放送大学教育振興会、2014年3月。

土屋俊他『グローバリゼーション，社会変動と大学（シリーズ 大学第1巻）』岩波書店、2013年3月、（共著、「デジタルメディアによる大学の変容または死滅」pp.167-196 を分担執筆）。

土屋俊 『デジタル社会の迷いと希望』くろしお出版、2011年8月、400ページ。  
池澤夏樹編『本はこれから』岩波書店、2010年11月、（土屋俊「最悪のシナリオ」,pp.133-139 を分担執筆）。

土屋俊 『なぜ言語があるのか』くろしお出版、2009年9月、435ページ。

土屋俊 『心の科学の可能性』くろしお出版、2009年5月、420ページ。

# 言語の哲学が社会言語学に解消しないのはなぜか

土屋俊 (大学改革支援・学位授与機構)

2021年3月14日

---

## 1 問題解説と解答例

### 問題の解説

- 20世紀後半において「言語の哲学」(the philosophy of language)として展開したさまざまな話題とそれらに対するさまざまな哲学的アプローチは、1980年代において**個人的には**、言語行為論、指標意味論及び implicature(推論的理解)の理論は、語用論という経験科学の分野に包摂されるようになったと思われ、それは広い意味の社会言語学的テーマであるとも考えられた。
- 言語行為論は、言語行為(発語内行為)の成立の必要十分条件を発見する経験科学となった。発語内行為は明白に言語の使用を不可欠とする社会的活動を分類するものであるので、「社会」言語学という経験科学の一分野になったはずであった<sup>1</sup>。
- 指標意味論は、(部分的)可能世界意味論を一般化した形で形式化され、可能な枠組みのどれを選ぶかは、話し手、聞き手、発話時点等に関する経験的事実をどのような指標によって説明するかという理論となるはずだった。
- これらの理論的指向を方向づけていた基礎的な前提は、意味の合成性(compositionality)という信念であったと考えられる。すなわち、
  - 文は完結した意味の単位である。(「語は文の脈絡のなかでのみ意味をもつ」という文脈原理とも、一般的な言語学的意味論とも整合的な前提。)
  - 文の意味は、その要素の意味と要素の結合具合(構造)によって決定される。(こちらは、文脈原理とは不整合。)
  - ただし、個別に文を発話したときのその文の意味は、かならずしもその要素の意味と要素の結合具合(構造)によって決定されるわけではなく、その発話の状況(文脈、脈絡、コンテキスト)の要素の助けを得て、最終的に完結したものとして決定される。
- 文を完結した単位として見なすとはかぎらない、談話(discourse)に関する「意味」の研究も指標意味論の一変異となるはずであったし、談話するという行動は社会的行為なので、広い意味の「社会」言語学と考えることも可能であろう。
- Implicatureの理論は、聞き手側の推論の心理的過程という経験的事実に関する研究として展開することが期待されるようになった。この辺りは、「社会言語学」の範囲にはいっていたのか、いるのかは不明である。

---

<sup>1</sup>ただし、個人的な見解としては、言語行為(発語内行為)を必要十分条件によって規定すること自体は不可能であると考えている。

7. 相互作用的な側面もまた心理的な側面として記述されることになるはずであった。
8. したがって、言語哲学は、十分な概念装置を準備したうえで、それ以降は(広い意味の)社会言語学あるいは(経験科学としての)言語学に発展的解消するものと考えた。

しかし、どうもそうは展開しなかった。その理由、原因を検討したい。これらの理由、原因ゆえに、言語哲学ないし言語の哲学と呼ぶのが相応しい思考によって検討すべき問題は残っていると考えざるを得ない。

**解答の試み** 言語の哲学が社会言語学に解消しなかった理由は以下の4つであると分析する。

1. 言語哲学は、まさに「言語とは」という定義を行おうとしている以上、言語の多様性を前提としない、ないし無視することに関心の本質がある。この点は理解されてはいたが、結果として、言語を種に固有かつ種に普遍的な属性とすることによって生物学的還元論に帰着してしまった。(しかし、生物学的還元論は、説明のための枠組みとしては同語反復に陥る危険をつねに孕む。)この結果、少くとも社会的特性に起因する多様性を説明するための道具立てを用意することはできなかった。他方、社会言語学的関心は、方言学的研究を端的な事例として、言語の多様性を前提し、その名のもとに総括され得る現象について、記述し分析することを促している。この関心の違いが前者を後者に解消することを不可能としている<sup>2</sup>。
2. (文の)意味の合成性が十分に検討されてはいなかったため、解消するための概念的、分析装置的な準備が不足していた。指標的可能世界意味論や、おそらく implicature の理論にもよれば、文の意味は(広義の)パラメタを含むものであり、パラメタの値は文脈(使用の状況)によって補われると考えられたが、これが実現するためには、どのようなパラメタが必要であるかが、文の使用に先立って「文法」的に定まっていけないように思われる。しかし、文の使用の状況は、象徴的な例としての皮肉のように予想が原理的にできないものであるため、それがあらかじめ定まっていると想定することは困難である。
3. 20世紀に哲学的考察の焦点となった言語の使用には、倫理的側面が存在する。すなわち規範性との関係である。典型的な言語行為として分析された「約束」、「命名」、「依頼・命令」などは、それらの言語行為が適切なものあったときには話し手、あるいは関与する者たちに対して一定の義務を発生させるものと考えてきた。すなわち、ある種の発話の事実は、すくなくとも表面上は、一定の倫理的な関与を含意するものであった。あるいはそもそも、言語行為が受け入れられた慣習、慣行を基礎として遂行され、適切ないし不適切が判断されるものであるとすれば、それらの慣習、慣行を遵守する義務の存在を前提として、言語が使用されているということを否定することはできない。

しかし、社会言語学が科学であるとするならば、これらの慣習、慣行、あるいは、一定の発話の事実から生じる心理的ないし社会的な一定の傾向につい

---

<sup>2</sup>このことは、ある意味は当初から明らかであったが、自覚されることはなかったといえる

て分析は当然その課題であるが、これらの規範性の根拠を正当化したり、批判したりする、さらに、それらの規範を基礎付ける考え方を分析することは科学的思考の本来の役割から、社会言語学の目的とするものではないことは明らかである。

実際、言語の使用の不適切な使用とされている一連の行為が、近年、社会的に禁すべきものとして議論されているが、その議論がどのような根拠によるものであるかは、その賛否の両側面においてかならずしも明確に整理されているとは言えない。具体的には、近年「ヘイトスピーチ」「アカウント停止」などの形で禁じられている発言を倫理的に非難するためには、たとえば、功利主義の伝統に則して、言論ないし発言の自由を無条件に認めるべきとする十分な理由が示されていないように思われる。一般的には、「罵詈雑言」「罵り」「虚言による扇動」などに分類されてきた言語行為であり、また、すでに、「ハラスメント」の排除を正当とするなどの形で社会規範としても定着しつつある一定の思考様式に関連する問題でもある。

4. 規範といえば、言語の使用の様態として自明に一般的な書き言葉、書記言語を言語の使用の様態としてどのように位置づけるかは、「正書法」などの書き言葉の規範<sup>3</sup>をどのように位置づけるかという問題として話題とすることができる。一般に社会における文書という有体物の位置づけに関わる問題であり、大量生産品が一般的となることによって「もの」と人間との関係が大きく変化した近代社会がもたらした状況とも関連すると思われる

**僭越な洞察** 以上の4点について、言語哲学的な考察の、あくまでアウトラインを提示することをこの講演の目的とすべく、あらかじめ展望を述べる。

1. 言語における生物学主義の克服は、言語の使用を社会的現象として理解することによって可能となると考えられるが、そうになると、言語のよう社会的存在をわれわれが「なぜ」持っているのか、必要としているのかの考察が必要となる。
2. ほぼ同様の考察は、言語の使用において補われるべきと考えられてきたパラメタの値を提供する脈絡、文脈と言語の使用との関係に関する再度の考察の必要性を示唆する。この再考察の概略を、「パッシングランプ」「矢印」の意味論というか語用論を検討しつつ示し、文脈に対する言語使用の従属的位置づけを明らかにする。
3. 言語と規範との関係に関する現代的問題は、倫理的な問題設定を行うことによって整理することができると考えられ、言語の使用を広義の情報伝達とすれば、情報倫理の一分野として位置づけられることを示し、その方向での枠組みを提示する。
4. 書き言葉の問題については本講演で触れることは断念する。

**序論のまとめ** 本講演の目的は、このような状況にあることの意味を理解し(つまり、学説史的の正しさを主張するのではなく)、できれば、社会言語学に解消しき

---

<sup>3</sup> 訛りの「矯正」、「国語」などの、話し言葉における規範の強制が社会的関係に起因した行為であることは、すでに社会言語学研究から明らかになっていると考えることができる。

れなかった言語哲学の残差である以上の4点をより明確にする<sup>4</sup>。そのうえで、言語の哲学としての検討の課題をまず提起する。すなわち、現段階における基本的考え方として、言語の使用による行為の内容が使用された言語の意味をその使用の脈絡によって補われて特定されるとするのではなく、言語の使用の脈絡が言語の使用によって特定されるとする考え方を提案する。その方向での分析の端緒として、道路を通行する自動車よるパッシングランプの使用における行為と言語との関係を論じ、さらに、矢印、交通標識の「意味論」の構造について議論する<sup>5</sup>。

第二に、言語と規範の問題に関しては、いわば「言語の倫理学」として、一部の言語行為を非難すべき行為として規定するための条件を検討するという課題が存在することを明らかにすることとする。

## 2 素人社会言語学遍歴

大学生の頃以来のいわゆる言語学や社会言語学との付き合いについて、歴史回顧の意味で若干紹介する。内容的には、Noam Chomsky, G. H. Mead, William Labov, Derek Bickerton, Irving Goffman, Emanuel Schegloff, Peter Trudgill 等に言及するが、たんなる回顧にすぎない部分が大きいので、ここでは詳述しない。

## 3 言語行為論と語用論

### 3.1 J. L. Austin の言語行為論と John Searle の言語行為論

J. L. Austin の言語行為論は、言語の使用を以下のように分析する。

1. 言語を使用するときには、すくなくとも3つの区別される行為を「同時」に遂行している
  - (a) 言語的要素を使っている。音声の場合には発話している。
  - (b) 同時に、発語内行為を遂行している。
  - (c) (同時に、) 発語媒介行為を遂行している。
2. 発語内行為は、なんらかの言語的要素の使用を必須とする社会的慣習を分類する行為である。分類の結果は、いわゆる行為遂行動詞 (performative verb) として命名されている。
3. 発語内行為は、「成功」の条件ではなく、「失敗」の条件 (infelicity) によって特徴づけられる。
4. 発語媒介行為は、発語行為の遂行の結果としてもたらされる事態によって分類される行為である。同じ事態を言語的要素の使用によらずに意図的にもたらすことが可能である。

<sup>4</sup>そのために、まず、以上のような認識の背景となる20世紀後半の言語研究のいくつかの、しかし、もちろんすべてではない側面を顧みつつ、問題を意図的に単純化して整理する。ただし、最後の1点については本講演では触れない。

<sup>5</sup>とえばちゃんとした議論をするように思われるが、実際には懐古的に美化した大雑把な理論にすぎないともいえる。

John Searle の言語行為論においては、とくに発語内行為について以下のような想定が受けいられている。それぞれの発語内行為は、心理的、社会的な内容の必要十分条件によって特徴づけられている。そららの条件が満たされたとき、その行為は「成功」したとされる。

このふたつの理論の相違は明白である。Austin の発語内行為は失敗の条件によって、Searle の発語内行為は成功の条件によって特徴づけられる。この特徴づけの差異は、いわゆる間接的言語行為の扱いにおいて顕著となる。後者においては、間接的発語内行為は、字義通りの発語内行為(たとえば、質問)が失敗した(成功しなかった)とい事実の認識から聞き手が推論し(しばしば慣習的なものとなることはあるにせよ)、意図された発語内行為(たとえば、依頼)の理解の至るとものとして理解される。それにたいして前者においては、間接的発語内行為

### 3.2 語用論

語用論の理論的な意味での形式化は1960年代に Montague と Scott による様相論理のクリプキ意味論の一般化によって実現したと考えられるが、それをとくに一般的な意味での語用論すなわち言語の使用の理論と結びつけたのは David Kaplan であった。前者が基本的には、文のタイプの意味をパラメタを含む内容としてとらえて「意味論」を合成性の原理によって構築したのに対して、後者はその形式化を引き継ぎつつも、とくに指示表現の意味論と語用論において状況的、歴史的脈絡・文脈の役割を明確したものと理解できる。この理解は、後述の状況意味論にさらに継承されていくことになる。

### 3.3 Grice: 話し手の “Meaning” から聞き手の implicature へ

1957年の Grice の “Meaning” は、言語的意味が話し手の意図が聞き手に信念を形成させるというモデル (“causal theory”) を否定するところからはじめて、言語を使って意味するということが多重的な意図の構造、とりわけ、聞き手における理解の要素を含んだ意図の構造が存在することを明らかにした。しかしのちに、Grice は、聞き手が理解する内容は、言語的に何が言われた (what was said) かということ以上に、どのように言われたか (the way things are said) から理解して行動しているという点を強調することになる。この理解された内容が implicature であるが、Grice はこれを会話の協調原理、4つの格率とそれからの逸脱、その逸脱の察知に発する聞き手の推論という枠組みによって説明する枠組みを提案することになった。ここで重要なことは、これらの枠組みを基礎として、経験的事実を説明するための経験科学としての展開したそれ以降の諸研究よりも、この枠組みそのものの妥当性である。そもそも、会話は協調的なものなのであろうか。逸脱は、推論の切っ掛けにすぎないものなのか、それとも逸脱の察知が推論の方向性を決めると言えるのか。そして、推論は停止することが保証されているのか(保証されていないとすると、理解したと言えることが保証されていないことになるが、そうしたら理解に基づいて次の行動を取ることができないはずだろう)。

## 4 状況意味論から

### 4.1 意味の関係説

状況意味論が説く「意味の関係説」とは、言語表現の意味は、意味表現に付与されるなんらかの(狭い意味での)対象ではなく、関係であるという主張である。関係を規定する項は、状況のタイプと状況のタイプである。状況のタイプはかならずしも決定的、全体的なものである必要はなく、また、関係は、自然的、因果的、慣習的等である必要はない。

### 4.2 書き言葉の自律性

使用の脈絡から独立している度合いが多きいものとして書記言語が考えられる。しかし、後述するような標識、合図の理解などはあきらかに使用(?)の脈絡との関係が強い。したがって、書記言語であれば使用の脈絡から独立であるということとはできない。では、独立性はどのようにして実現されているのか。音声言語における語彙化、文法化に加えて、文書構造の存在がその独立性を実現しているように思われる。これらの構造を記述する言語として、SGML/XMLなどが定義可能となっていると考えられる。

### 4.3 音声対話

課題指向的な音声対話の検討から、1990年代において、以下の議論に関係するかぎりで次のような知見を得たと考えている。

1. Overlap 発話(相手が話し終わらないうちに話し始める)が多い。(雑談会話で多いのは理解可能かもしれないが、相手の言うことを理解してはじめないといけな思われある課題指向対話において同様である)
2. あいずち発話は、理解したことを表示している場合よりも、理解してなくても会話を進めるために生じていると考えられることが多い。
3. 課題の遂行は、(たとえ一方的指示によって課題達成するような状況にあっても)相手発話をそのままなぞるようなものではない。
4. 対話を介した課題遂行は、相手の発話を「理解して」課題の一部を遂行するとか、相手の理解を確認して次の発話を行うという形で進行するとはかぎらない。

## 5 言語使用による文脈の補完

### 5.1 コミュニケーションモデルからの脱却

Griceに従って、意味の理解は意図の理解であり、かつ、そのような意味の理解は、「勝手な」理解であり得る。すなわち、話し手の意図を正解、すなわち成功の条件

とする意図の理解ではない。それは、話し手が伝達するという状況自体が、聞き手にとっては全体的状況の一部だからである。

しかも、話し手の意図はかならずしも明確に特定されているとは限らない。「中途半端な」理解で話しては行動する。コミュニケーションモデルの不成立については、すでに多くの議論がなされてきたが、聞き手が意図を推論する過程として言語の使用と考えることによって、この不成立性に由来する不安感を拭われることが期待される。

## 5.2 状況意味論再考: 言語の従属的位置づけ

言語使用とその文脈ではなく、文脈における欠落を補完するものとしての言語したがって、かつて多くの人が唱えたように言語の使用コミュニケーションのためではないというのは正しいが、そこから言語は本来的に心の言語であるということにならない。むしろ、言語の道具的性質をより強調することによって、人間の生活における言語の役割が明確になると思われるが、この点は、講演において詳述する。

## 5.3 標識の意味:序論 (1) パッシング

自動車を運転をしているときに、前照灯のロービームとハイビームを高速で切り換えたり、点滅させたりするパッシングをする場合がある。これによって運転者は、以下のような意思を伝達しているとされている (*Wikipedia*(日本語版)「パッシング」)。

1. 本来は、自車が先行車に追い付いた際に「先に行きたいので進路を譲って欲しい」という意思表示として使用する。
2. 道を譲るとき (例: 対向右折車に進路を譲る、合流時に自車の前を譲る等)。
3. 感謝の意思を伝えるとき (対向車に進路を譲ってもらった場合など)。
4. 道を譲りたくないとき (例: 対向右折車の無理な右折をさせたくないとき、合流時の無理な割り込みを制する
5. 等)。
6. 前照灯が眩しいことを対向車に警告するとき。
7. 無理な割り込みや停車などに対して抗議するとき。
8. 発見した異変 (何らかの危険や交通取り締まりなど) を対向車に知らせるとき。
9. 前照灯の消し忘れや点け忘れを対向車に知らせるとき。
10. 旅客運送車両であれば、車内で発生している喫緊の事案 (バスジャックなど) を車外に知らせるとき。
11. 自動車レースでは、オーバーテイクを行うことを先行車に伝えるとき。



たしかに、「本来」その使用によって伝えようとしているとされる意思是、追い付き、追い抜こうとする内容であるので、"passing"という通称されることは理解できるが、それ以外の「意味」はその「本来」の意味とはかなり異なっている。実際2.と4.とはあきらかに同時に主張すれば矛盾している内容である。5.は、むしろパッシングするほうが眩しくなるのだから何をしているのかわからない。6.と3.もあきらかに矛盾する感情の伝達である。本来の意味で使われているのは自動車レースにおいてだけではないかとすら思われる。

この単純な考察からだけでも、パッシングに「曖昧な」「意味」があり、それが文脈によって特定化されるという説明が十分でないことは理解できる。しかし、前照灯という装置の動作がなんらかの伝達機能をもつとして、その機能は自然な意味伝達とはいえ、慣習的な意味伝達でしかないことは、自動車の製造と利用もそのための環境(道路、運転免許制度等々)の整備も社会的制度があって始めて可能であることを考えれば当然である。たしかに、英語の"sanction"のように二義的でありかつそれぞれの意味が互いに対立的な内容であるような場合もあるが、ほとんどの場合「語源」に遡れば矛盾が表面的なものであるわかる。しかし、パッシングの場合にはそのような理解は不可能であろう。

では、どのようにして、パッシングの意味論、すなわち、個々の状況においてパッシング動作がどのような意味をもつかということを規定する理論を確立することができるのであろうか。

#### 5.4 標識の意味:序論(2) 矢印

正規の道路標識においてだけでなく、生活、とくに公共的空間のあらゆる部分で矢印を掲げてなんら表示を行う標識が多数設置されている。なんの説明もなく掲げられている以上、その矢印標識は、その社会で慣習的な意味をもつと考えることが当然であるが、たとえば、天井に吊り下げられた板に描かれた下向き矢印が、「この場所」というべき内容をもつのか、「このまま直進せよ」という内容をもつのか、「ここから下へ行け」という内容をもつのかということはわからない。さりとて、慣習的であったとしても、文化的、社会的に決定されているということも断言しにくい。これらの内容がその場その場ごとに決まっているといういわざるを得ない場合が多い。このような状況について、多義的な記号が使用の脈略によって曖昧性を解消されて一義に決定するということが適切なのであろうか。

これらの矢印標識に関する議論は本論において行うこととして、以上のような問題提起の意義について、言語の文脈補完機能という枠組みで考察する。

### 6 言語の倫理学へ

#### 6.1 表現の自由再考(言論弾圧)と言語行為論再考(誹謗中傷)

情報倫理は、1980年代以来、現代における情報技術の発達に伴う「政策上の空白」(policy vacuum)と「概念上の混乱」(conceptual muddle)とに対応する倫理的考察として位置づけられてきた。たとえば、プログラム製作者の権利、インターネット利用者の規範、コンピュータによる意思決定の社会的位置づけなど、情報技

術が生み出した人間の行動の可能性が従来の規範に及ぼす影響を考察し、重要な知見を提供してきた。プログラム製作者の権利に関しては、その権利を著作権や特許などの既存の権利の枠組みで分析するとともに、そのような既存制度の枠を越えた「オープンソース」の理念を生み出した。また、インターネットの普及は、プログラム製作者という専門家にとっての職能倫理としての情報倫理から、すべての人の価値判断に影響を及ぼす倫理的思考の必要を認識させるようになってきた。さらに、2010年代において、インターネットによって拡大し、多様化したコミュニケーションの様態が、いわゆるモバイル環境の充実によってさらに普遍化したかに思われる状況の中で、情報倫理として従来は考察対象としてこなかった事象が登場したと思われる。それは、

- 言論の自由・学問の自由
- ハートスピーチ・虚言・過激な発言・罵詈雑言
- 個人情報の社会的共有
- 先進諸国を拠点とする商業会社による情報の専有

を含む諸事象であり、これらは、情報倫理における問題の把握の方法を大幅に変える要素をもっているとともに、倫理的諸概念一般についても再考を迫るものである。また、これらの事象が情報の伝達に関わることを踏まえ、その情報倫理的な位置づけを分析するとともに、言語哲学的な考察を行い、情報倫理を情報技術の進展と人間の生活との調停として位置づけるだけでなく、現代の情報技術の登場以前から情報伝達という行為における規範的側面を扱うものとして再定義することができる。

以上4点のうちの、後半の2点は、あえて「言語の」という限定を付して検討する必要があるテーマとしては不適切であるかもしれないが、最初に2点については、「言語の」という限定にむしろ相応しいものであろう。